

# 教育委員会議事録

令和3年3月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和3年3月臨時会)

- 1 日 付 令和3年3月29日(月)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江  
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子  
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 澤田 英之  
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記  
教育部専任参事兼教育支援課長 和田 修二 学び支援課長 山田 敦司  
就学支援課課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
- 5 書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午前10時00分
- 7 付議事件  
日程第1 議案第17号 海老名市奨学金条例施行規則の一部改正について
- 8 閉会時刻 午前10時25分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会3月臨時会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者はありません。

今会の署名委員は、海野委員、濱田委員にそれぞれよろしくお願いたします。

---

○伊藤教育長 それでは、審議事項に入ります。

日程第1、議案第17号、海老名市奨学金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 資料1ページをご覧ください。議案第17号、海老名市奨学金条例施行規則の一部改正についてでございます。本件につきまして、議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和3年第1回海老名市議会定例会におきまして、海老名市奨学金条例の一部改正がなされました。このことに伴いまして、海老名市奨学金条例で、奨学金の額については教育委員会規則において定めることとされておりますので、今般、海老名市奨学金条例施行規則において奨学金の額を定めまして、併せて様式等の所要の改正を行いたいものでございます。

資料3ページをご覧ください。1の趣旨でございます。ただいま申し上げましたとおり、海老名市奨学金条例の一部改正に伴いまして、奨学金の額を定めるため、海老名市奨学金条例施行規則の一部を改正したいものでございます。従来は、海老名市奨学金条例におきまして、奨学金の額は120,000円と定められておりましたが、必要な時期に必要な支援の実現を図り、柔軟な対応を可能とするため、教育委員会規則で定めるものとなされたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度におきましても「～未来を生きる～緊急総合パッケージ」として、奨学金の給付人数の拡大を図りました。このような趣旨を踏まえまして、今回、奨学金の額を規定するにあたっては、給付人数の枠を広げ、一人でも多くの生徒を支援することができるように、給付金額の見直しを併せて行うものでございます。給付金額の見直しは、過去に実施している奨学金の使途調査等に基づいて行ったところでございます。

続きまして、2の改正内容でございます。本則の第2条において、「奨学金の額」を新設いたしまして、年額80,000円として規定したいものでございます。また、第2条の新設

により、1条ずつ繰り下がることとなりますので、その条ずれを修正いたします。さらに、第4条に規定している「奨学金給付決定通知書」を「奨学生決定通知書」に改め、第4条及び第5条の字句を修正するものでございます。そのほか、資料に記載のとおり、第1号様式、第2号様式、裏面にいっていただき、第3号様式、第4号様式をそれぞれ改めたいものでございます。

本規則の改正は、令和3年4月1日から施行したいものでございます。

これまでの経過といたしましては、令和3年2月25日の令和3年第1回海老名市議会定例会本会議の初日に海老名市奨学金条例改正案を上程いたしまして、同議会の最終日、3月26日に海老名市奨学金条例の改正案が可決されたところでございます。本日の教育委員会臨時会で海老名市奨学金条例施行規則の一部改正を議決いただければ、4月1日に海老名市奨学金条例と海老名市奨学金条例施行規則を同時に施行したいものでございます。

それでは、改正内容につきまして、資料13ページの新旧対照表に基づきご説明いたします。新旧対照表、右が旧、左が新でございます。第2条に新たに「奨学金の額」として「条例第4条の奨学金の額は年額80,000円とする。」と定めたいものでございます。海老名市奨学金条例第4条におきましては、「奨学金の額は教育委員会規則で定める額とし、」というような規定となっております。

この第2条の新設に伴いまして、従来の第2条「申請」が第3条に繰り下がるものでございまして、それ以下の条も1条ずつ繰り下がるものでございます。

第4条をご覧ください。第4条の見出しは「奨学生及び奨学金額の通知」でございましたが、これを「奨学生の通知」と改めたいものでございます。また、これに伴いまして、第4条の本文では、「奨学生及び奨学金額を決定したときは、その内容を奨学金給付決定通知書」により通知しなければならないという内容だったものを、「奨学生を決定したときは、その内容を奨学生決定通知書」により通知しなければならないという形に改めたいものでございます。

第5条でございます。従来では「奨学金の決定通知を受けた者は」と規定していたものを、「前条の規定により通知を受けた者は」に改めたいものでございます。

以上が、本則における改正箇所でございます。この第3条や第4条の改正につきましては、条例の趣旨を踏まえて改めたいというような内容となっております。

続きまして、14ページ以降が様式の改正でございます。まず、14ページの第1号様式ですが、奨学金給付申請書でございます。改正箇所といたしましては、本人氏名、保護者

氏名の後に押印を従来は求めておりましたが、それを廃止したいものでございます。また、本人氏名の後に性別を記入していただく欄がございましたが、こちらの欄については廃止いたします。それとともに、保護者氏名を書いていただく欄の右が、「本人との間柄」という欄だったものを、本人との「続柄」に直したいものでございます。また、本人及び保護者ともに、電話につきまして、携帯電話番号もご記入いただけるように改正いたします。さらに、新で「昨年度状況」という欄を新たに設けまして、前年度に海老名市奨学金の給付を受けたか受けていないかをご記載いただく内容となっております。

続きまして、15ページが第1号様式の裏面でございますが、一番右の列ですが、従来は「前年の所得額」としていたものを、新たに「前年収入額（源泉徴収票では支払金額）」を記載いただくように改めたいものでございます。また、従来は、一番下「他の類似奨学金需給の有無」を記載していただいておりますが、こちらについては削除いたしたいものでございます。

続きまして、資料をおめくりいただき15ページが第2号様式でございます。従来は「奨学金給付決定通知書」という名称だったものを、「奨学生決定通知書」と改めたいものでございます。こちらにつきましては、条例の規定を踏まえて様式の名称を変更するものでございます。また、従来は右上に海老名市教育委員会指令第〇号と記載する欄がございましたが、奨学生の決定は行政処分ではなく、奨学生決定通知書には指令番号を記載する必要がないことから、様式から削除するものでございます。

続きまして、17ページが保証書の様式でございます。こちらは、従来、保証人の欄に氏名をご記入いただき、押印していただく様式となっておりますが、この押印欄を廃止するものでございます。

続きまして、18ページが第4号様式、請求書でございます。こちらは、まず、請求金額の下の欄で、従来は「〇〇年度奨学金として〇年〇月〇日海老名市教育委員会指令第〇号による奨学金給付決定通知のとおり」という記載でございましたが、第2号様式の指令番号を削除いたしましたので、請求書でも同様に指令番号の記載を削除するものでございます。その他は、軽微な改正でございまして、「¥」から「金〇〇円」とする金額欄の改正と、新たに振込先を記載していただくというような改正内容でございます。

説明については以上でございます。

**○伊藤教育長** それでは、ただいま説明がありましたが、金額の規定と、様々な手続きの様式を改正したいというものでございます。

皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○濱田委員 これは、海老名市奨学金条例に伴う規則ですよね。そうすると、奨学金の決定をするのではないかと思うのですが、新しい様式では奨学生決定通知書になっていますよね。これは少し違和感があるのですが、いかがですか。海老名市奨学金条例に基づいて奨学金を給付するので、奨学生決定通知書ではなく奨学金給付決定通知書でも良いのではないかと思うのですが。何か、特別な事情があるのでしょうか。

○教育部長 そこにつきましては、直前まで検討を重ね、海老名市奨学金条例を精査したところなのですが、海老名市奨学金条例第5条で「給付の申請」という見出しで、「奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。」という規定がございます。それを受けて、第6条は「奨学生の決定」として、「教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を決定する。」というような規定となっております。違和感を感じてしまう部分も確かにございますが、現在の海老名市奨学金条例では、給付を希望する者が教育委員会へ申請し、その申請に基づいて奨学生を審査決定するという流れになっておりますので、その条例の規定を踏まえた様式の変更でございます。

○伊藤教育長 教育委員会としては、奨学金の額は例規で規定されていて、申請してきた子が要件に該当するのか、奨学生を決定しますので、そういう様式に変更をいたしました。

○濱田委員 分かりました。

○酒井委員 第2条に年額80,000円という記載があるので、具体的な金額を規定したものになると理解しているのですが、そうすると請求書等は数字を入れた書式にしてしまっても良いのではないのでしょうか。これは空欄にしておいた方が良いのでしょうか。

○就学支援係長 過去には金額の記載をしていたこともあったのですが、金額を規定してしまうと、ここで、柔軟な対応を可能とするために規則において金額を規定したことで、金額が変わる度に改正することになってしまいますので、その欄は空欄のままいたしました。今後、社会状況や経済状況等で奨学金の額を見直すこともあるかもしれませんので、規定してしまうとその都度様式変更が必要ということになってしまいます。それを避けるために、空欄とさせていただきました。

○酒井委員 社会情勢に応じて、金額を変更する時に規則を改正する時に、様式は変えなくて良いよということですね。分かりました。

○濱田委員 確認なのですが、請求を行うのは市長に対してで良かったのですよね。資料18ページ、請求書の様式だけ海老名市長殿になっているのですが。

○教育部長 はい。請求先は予算の執行権を有する海老名市長でございます。

○海野委員 今後のスケジュールについてですが、4月1日に施行された後、どういう流れでこの制度が変わったということに関する周知、PRを行っていくのですか。

○就学支援係長 PRに関しましては、ホームページにおいて現在行っておりまして、奨学金の申請も現在受け付けている状況でございます。4月15日までを〆切とさせていただいておりますので、そこから審査を行い、5月に海老名市奨学生選考委員会へ諮問させていただいて、最終的には6月に教育委員会で決定をいただく予定でございます。そして、7月上旬頃に給付をいたします。

○海野委員 希望といたしまして、中学生は、3年生の2学期くらいに進路を決定すると思うのです。その時に、この情報が分かっていたら、こういう制度があるので、こういう進路が決められるなというように、進路決定に良い影響を与えられるのではないかと思います。できましたら、中学校3年生全員にこの制度が変わりましたという情報を流していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○就学支援係長 説明が不足しており申し訳ありませんでした。中学校3年生のお子さんがいらっしゃる家庭には、2月にCHROMOで周知を行っております。

○伊藤教育長 今、海野委員は中学校3年生が進路を決定する前の、例えば9月頃、海老名市にはこのような制度がありますということを受験前に流しておくことが必要なのではないかというご意見でした。2月だと進路を決定した後になってしまうので、進路指導に入る時に中学校にお知らせする。県の奨学金や国の奨学金を説明する時期があるので、その時に海老名市の制度も同じように説明してほしいということです。

○就学支援係長 分かりました。ありがとうございます。

○酒井委員 資料14ページの様式に、卒業年月日や入学（予定）年月日という欄があるのですが、これは日付まで書く必要があるのですか。月までであれば3月ということで書けるのですが、保護者が記載をする時に、日付までとなると年度末までなのかどうなのか、迷ってしまう部分もあると思うのです。

○就学支援係長 基本的に、卒業日が3月31日、入学（予定）日が4月1日ということで申請をいただいております。こちらの書類に記載をいただく際、そのようなご案内をさせていただきます。

○酒井委員 考え方が決まっているのですね。ありがとうございます。

○伊藤教育長 確かに、卒業式の日ということだと、自分自身も忘れてしまっていますからね。年月までであればそこまで迷わずに書けると思いますが、ただ、3月31日と4月1日という決まりで書いていただいているということですので。

○平井委員 奨学金制度について教育委員会として話し合いを行って、この改正に至るまで短期間だったと思うのです。なかなかじっくりとまとめる時期もなかったと思うのですが、この短い期間でしっかりとまとめてこのような形で出されたということが、良かったかなと思います。

もう1点は、議会の中でも、議員の皆さんが賛成してくださり、このような趣旨で行いたいのだということをお認めくださったことがすごく大きいかなと思っています。教育委員会も年度末で大変お忙しかったとは思いますが、そのような中で、海老名市の奨学金制度のまた一つの始まりになるのではないかと思います。この先見直しが必要なことがあれば、随時見直しを行って行って、より良いものにしていくことが私たちの仕事だと思いますので、色々お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

○伊藤教育長 平井委員から、この制度をより良いものにしてほしいということでご意見をいただきました。先日、教育部の週部会で話題にしましたが、国会も法案等のミスが非常に多発している状態です。今まで何気なくやってきたものに実は誤りがあったとか、そういうところから考えると、教育委員会の規則等も精査してみるとここはおかしいのではないかという点が出てくることもあるのだらうと思うのです。今年度も皆様に色々ご審議いただきましたが、今後、もしそういうことがあったとしたら、規則でも要綱でも改正すべきものは改正していきたいと思っております。

この件につきましては、このような形で様式を改正しますが、また、色々ご意見をいただいて、平井委員が言うようにより良いものにしていきたいと思っております。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第17号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第17号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会  
3月臨時会を閉会いたします。